

建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく日影規制一覧

H19.6.20現在

法律及び条例の規定による対象区域			制限を受ける建築物	敷地境界線から水平距離が5mを超える 範囲に生じさせてはならない日影時間			平均地盤面 からの高さ
用途地域	容積率	高度地区		種別	敷地境界線から水平 距離が10m以内の 範囲	敷地境界線から水平 距離が10mを超える 範囲	
第一種低層住居専用地域 及び 第二種低層住居専用地域	5/10		軒高7mを越える建築物 又は階数(地階を除く) 3階以上の建築物	(一)	3時間	2時間	1・5m
	6/10						
	8/10						
	10/10			(二)	4時間	2・5時間	
	15/10						
	20/10						
第一種中高層住居専用地域 及び 第二種中高層住居専用地域	10/10		高さ10mを越える建築物	(一)	3時間	2時間	4m
	15/10	指定の有無にかかわらず					
	20/10	1種高度					
	20/10	上記以外		(二)	4時間	2・5時間	
		30/10					
第一種住居地域 第二種住居地域 及び 準住居地域	20/10	1種高度 2種高度	高さ10mを越える建築物	(一)	4時間	2・5時間	4m
		指定なし		(二)	5時間	3時間	
	30/10						
	40/10						
	近隣商業地域 及び 準工業地域	20/10					
2種高度			(二)	5時間	3時間		



野田市該当せず

野田市役所の位置 東経 139° 52' 29"

北緯 36°